

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）により令和2年度日向市自動販売機設置場所貸付の契約を締結するので、入札に参加する者に必要な資格、入札の日時及び場所その他入札について必要な事項を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5、令第167条の6及び日向市財務規則（昭和42年日向市規則第1号）第90条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3年 1月15日

日向市長 十屋 幸平

1 入札に付する事項

令和2年度日向市自動販売機設置場所貸付

（物件1：日向市立図書館、物件2：放送大学宮崎学習センター）

※ 入札参加に必要な手続き及び物件の内容等については、別に定める「令和2年度日向市自動販売機設置場所貸付に係る条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）」による。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、市が自販機の設置・管理・運営が可能と判断した法人又は個人で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資

格、指名基準等に関する要綱（平成29年日向市告示第61号）第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 本業務の公告日から契約締結日までいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

(7) 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第6条に基づく必要な措置として、以下に掲げる事項に該当しないこと及び今後についても該当しないと確約できること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者を、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であるもの。

イ 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与しているもの。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用しているもの。

エ 役員等が、暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの。

オ 役員等が暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているもの。

カ 役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

(9) 市税（日向市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(10) これまでに市が行った自販機設置場所貸付に係る入札において、落札後、正当な理由なく辞退した者（3年を経過したものを除く。）でないこと。

(11) 法人の場合は、宮崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は、日向市内で事業を営んでいる者であること。

(12) 入札公告の日から過去2年以内に、自販機の設置・管理・運営をした実績を有していること。

3 契約条項を示す場所

日向市本町10番5号 日向市総務部資産経営課

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年2月25日(木) 午後3時から

(2) 場所

日向市本町10番5号 日向市役所 庁舎2階 入札室

5 入札保証金及び契約保証金について

免除とする。

6 貸付料の支払方法

(1) 貸付料は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額(落札金額の100分の10に相当する額)を加算した金額(1円未満切捨て)とする。

(2) 貸付料は、市(貸付人)が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに、当該年度分を納入するものとする。

7 入札の無効要件に関する事項

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任をうけた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札金額内訳書の提出を要するもので、入札金額内訳書の提出のない入札

(7) 最低貸付料に達しない価格で行った入札

(8) 連合その他不正の行為があつた入札

8 落札者の決定

市が設定する年額の最低貸付料以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格(賃貸借期間の1年度あたりの年額・税抜)を入札した者とする。

9 その他必要な事項

その他、入札参加に必要な手続き、契約の条件等については、「実施要領」による。